

●職員手当の状況(1)

(26年4月1日現在)

区分	内 容	25年度	
		年間支給総額	1人当たり支給年額
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の10%	350,351千円	448,019円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給(税務事務手当、社会福祉業務手当など11種類)	1,383千円	35,462円
扶養手当	①配偶者13,000円 ②配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合の1人目11,000円) ※満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	89,396千円	239,027円
住居手当	①借家等居住者…家賃に応じて支給(最高27,000円) ②持ち家居住者…5,000円	50,432千円	111,823円
通勤手当	①電車等利用者…運賃相当額(最高55,000円) ②車等利用者…通勤距離に応じた額(2,000円～22,900円)	50,202千円	78,318円
管理職手当 ※9	8級…72,000円、7級…61,000円、6級…52,000円、5級…41,000円・39,000円	106,592千円	428,080円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	212,410千円	585,152円

※9 26年度から管理職手当を定額化としました。25年度までは職に応じた定率額でした

●職員手当の状況(2)

期末手当 勤勉手当	25年度支給割合 1人当たり平均支給額 1,745千円		・25年度の支給割合は国と同じです。 ・()内は、再任用職員に係る支給割合です
	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	
退職手当	(26年4月1日現在)		・市の支給率は 県市町村総合事務組合の支給 条例に基づく ものです
	勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 21.62月分 30.82月分 43.70月分 52.44月分	

※狭山市では、平成25年4月5日から退職手当の支給月数を引き下げました

●特別職等の報酬など(2)

(26年4月1日現在)

区分	手当の支給内容など	
期末手当 (25年度)	市長、副市長、教育長	年間3.95月分
	議長、副議長、常任委員長、 議会運営委員長、議員	年間3.95月分
退職手当	算定方式	
	市長…給料月額(円)×在職月数×0.4025 副市長…給料月額(円)×在職月数×0.2415 教育長…給料月額(円)×在職月数×0.23 …………… 1期の手当額 ※4月1日現在の給料月 市長…18,740,400円 額と支給率に基づき、 副市長…9,447,480円 1期(4年=48月)勤め 教育長…8,280,000円 た場合の見込額	

●職員の給料級別平均年収額(全会計)

区分	級	平均年収額
25年度	1級	3,589,316円
	2級	4,336,675円
	3級	5,802,570円
	4級	7,194,738円
	5級	7,893,292円
	6級	8,646,000円
	7級	9,393,507円
	8級	9,875,345円

※育児休業者と年度途中の退職者を除く

●再任用職員の職種別平均年収額(全会計)

区分	職種	平均年収額
25年度	事務職	2,388,522円
	技能労務職	2,235,161円

※年度途中の退職者を除く

●特別職等の報酬など(1) (26年4月1日現在)

区分	給料月額など	
給 料	市 長	970,000円
	副市長	815,000円
	教育長	750,000円
	議 長	510,000円
報 酬	副議長	460,000円
	常任委員長	450,000円
	議会運営委員長	450,000円
	議 員	440,000円

市職員の給与などを公表

職員の給与など人事行政にかかる費用は、市民の皆さんからの大切な税金などによって賄われています。

今月は、市の人事行政運営の公平性と透明性を高め、ご理解いただけるよう「地方公務員法」と「狭山市人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成25年度の職員の給与や職員数などの状況を公表します。

平成25年10月から26年3月まで、給与を減額していたよ



1. 職員の給与 職員の給与や報酬、平均給与など

●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年3月31日現在)	歳出額(A)	実質収支 ※1	人件費(B)	人件費率 ※2 (B/A)	24年度の 人件費率
25年度	154,645人	43,601,474千円	2,242,952千円	7,715,091千円	17.7%	20.5%

※1 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額 ※2 歳出額に占める人件費の割合

●職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 ※3 (A)	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当 ※4	期末勤勉手当	計(B)	
25年度	796人	3,180,513千円	870,123千円	1,296,324千円	5,346,960千円	6,717千円

※3 26年3月31日時点 ※4 退職手当は含みません

●ラスパイレス指数 ※5

区分	一般行政職	技能労務職
25年度	109.0 (100.7)	129.7 (123.0)
24年度	108.8 (100.5)	131.2 (124.4)

※5 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。()内は、国家公務員の給与減額前と比較した数値です

●職員の経験年数・学歴別平均給料月額 (26年4月1日現在)

区分	学 歴	経 験 年 数 ※6		
		10年	15年	20年
一 般 行政職	大学卒	264,378円	298,434円	352,417円
	高校卒	—	—	322,200円

※6 卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数

●職員の初任給

(26年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一 般 行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	149,800円
		172,200円
		140,100円

●職員の平均年齢・平均給料月額

(26年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
45.7歳	354,400円	52.7歳	361,200円

●一般行政職の級別職員数 ※7

(26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務 ※8	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	—
職員数	31人	55人	71人	168人	128人	53人	10人	10人	526人
構成比	5.9%	10.5%	13.5%	31.9%	24.3%	10.1%	1.9%	1.9%	100.0%

※7 狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※8 それぞれの級に該当する代表的な職名。税務職、福祉職、教育公務員、技能労務職、企業職を除く